

監査規程

平成27年8月7日 理事会制定

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）の監事の監査につき必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、本協会の財務監理及び業務の執行について適正かつ効率的な運営が行われることを目的とする。

(監査の種類)

第3条 監査は、財務監査、業務監査とする。

(監査の実施)

第4条 監事は、前条の監査を行う場合、予め日時、場所、監査の種類・対象等について理事長と協議するものとする。

2 監事が必要とするときは、会計処理を委託している会計事務所・公認会計士等（以下「会計事務所等」という。）から意見を聞くことが出来る。

(協議)

第5条 本協会が会計制度、会計処理の方法または計算書類の記載方法などに重要な変更をする場合は、監事と協議するものとする。

(監査の対象)

第6条 監事は、次の各号に関する事項を監査の対象とする。

- (1) 重要文書、内規等及び契約に関する書類
- (2) 会計帳簿及び証憑並びにその他の重要帳簿
- (3) 重要な資産の売買及び管理に関する事項
- (4) 重要な取引及びその取引の条件変更並びにその履行、手形行為、第三者のための人的保証、物的保証行為
- (5) 決算手続に関する事項
- (6) 一般会計並びに特別会計に関する決算報告書
- (7) その他監事が必要と認めた事項

(会議への出席)

第7条 監事は、本協会の理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

2 理事長は、前項により監事が理事会に出席して意見を述べる機会を確保するため、理事会を招集する際は監事に通知しなければならない。

(監査報告書)

第8条 監事は、その実施した監査手続及び監査意見を記載した監査報告書を作成し、年月日を付して実施した監査全員が署名捺印し理事長に報告しなければならない。

(総会報告)

第9条 監事は、社員総会に出席して必要がある場合には、監査報告に関連して意見を述べることができる。

(監事会の構成)

第10条 監事会の構成は、監事全員をもって構成する。

(監事会の開催)

第11条 監事会の開催については、予め理事長にその旨通知するものとする。

(監事会の協議事項)

第12条 監事会は、次の事項を協議する。

- (1) 監査の基本方針及び実施計画
- (2) 予算外支出に関する事項
- (3) 監査の分担
- (4) 監査報告書の作成に関する事項
- (5) 代表監事の選任
- (6) 監査規程の改廃
- (7) その他監査の実施に関する重要な事項

(関係者の出席)

第13条 監事会には、役員及び会計事務所等その他の関係者の出席を求めることができる。

(議事録)

第14条 監事会の協議結果は議事録に記載し、出席した監事がこれを署名捺印する。

(事故等の報告)

第15条 本協会の重大な業務上の事故その他業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事項が発生したときは、理事長は速やかに代表監事に通知するものとする。

(改廃)

第16条 この規程は、理事会の承認を得て、改廃をすることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年8月7日から施行する。